

山梨県立科学館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン

令和2年6月23日

山梨県立科学館

このガイドラインは、山梨県において示された「施設における感染拡大予防ガイドラインの作成基準」等をもとに、科学館における新型コロナウイルス感染拡大予防対策として実施すべき基本的事項を整理したものです。「入場者の制限や誘導」「手洗いの徹底や手指の消毒設備の設置」「マスクの着用」等の要請を行うことを含め、「三つの密」を徹底的に避けること、室内の換気や人と人との距離を適切にとることなど基本的な感染対策を徹底し、今後の社会の新型コロナウイルス感染状況に応じた運営を実施していきます。

特に①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、②密集場所（多くの人々が密集している）、③密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる）の3条件（「三つの密」）のある場では、感染を拡大させるリスクが高いと考えられることから、こうした場の発生を防ぎ、自己への感染とともに他人への感染を徹底して予防するための基準（目安）を設定し、状況に即応した運営を行います。

① 総論

- ・ 感染拡大防止策を徹底することが重要であり、人との接触を避け、対人距離を確保（できるだけ2mを目安に）することを前提とする。
- ・ 感染防止のために事前予約等により入館者の制限を実施する。
 - 入館可能時間、入館可能な人数の制限 等
- ・ 具体的な対策を講じても十分な対応ができないと判断される場合には、各種事業プログラムの中止または延期の措置をとる。
- ・ ガイドラインに沿ったチェックリストを作成し、毎日確認する。
- ・ 感染防止対策（含感染の疑いのある者が発生した場合の対応）に際しては、速やかな連携が図れるよう、県教育委員会生涯学習課との連絡体制を整える。
- ・ 施設内で体調を崩し感染が疑われる者が発生した場合、以下のように対応する。
 - 速やかに別室へ移し隔離する。
 - 対応する従事者は、マスクや手袋の着用等適切な防護対策を講ずる。
 - 救急搬送を要請し医療機関へ搬送するとともに事後の状況を把握する。
 - 当該者が感染していた時には県教育委員会等との連携の下に、速やかな情報公開等事後の対策を講ずる。

② 来館者の安全確保のために実施すること

- ・ 来館前の検温実施の要請のほか、来館自粛を求める条件を事前にホームページ等で周知するとともに、施設の入口にも明示する。
 - 37.5℃以上の発熱があった場合の入館自粛の要請
 - 咳・咽頭痛などの症状がある場合の入館自粛の要請
 - マスクの着用 等
- ・ サーモグラフィ等による来館者に対する検温を実施し、一定値（概ね37.5度）以上の発熱がある場合は入館の自粛を要請する。
- ・ 感染者が発生した際に、来館者への注意喚起を行える情報共有の体制を講ずる（ホームページ上での感染者発生事実の周知等）。なお、来館者の氏名及び緊急連絡先を記載した名簿を作成するとともに、来館者に対して、こうした情報が必要に応じて保健所等の公的機関へ提供され得ることの事前の周知など、個人情報を適切に取り扱う。
- ・ 咳エチケット、マスク着用、手洗い・手指の消毒を要請する。消毒液は、当該場所毎に最適なものをを用いることとし、不足が生じないように定期的な点検・補充をする。
- ・ ベビーカー、車椅子等の貸出物について十分な消毒を行い、十分な消毒が行えない場合の貸し出しは中止とする。
- ・ パンフレット等の配布物は手渡しの配布はせず、据置き方式とする。

③ 従事者の安全確保のために実施すること

- ・ 従事者の緊急連絡先や勤務状況を把握する。
- ・ 従事者に対して定期的な検温を促し、特に37.5℃以上の熱が記録された場合は、必要に応じて医療機関、保健所等の受診を促すとともに、診断結果を館内で記録する。さらに、発熱の他に、下記の症状に該当する場合も、自宅待機とする。
咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害、目の痛みや結膜の充血、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐
- ・ 咳エチケット、マスクの着用、手洗い・手指の消毒を徹底して実施する。
- ・ ユニフォーム等をこまめに洗濯する。
- ・ 従事者から来館者に対する留意事項の説明や誘導のために必要な発声や来館者の質問に直接対応する機会を極力減らすために、館内放送やボード等による案内を活用する。
- ・ 施設の管理・運営に必要な最小限度の人数とするなど、運営体制上のジョブローテーションの工夫を継続的に行う。
- ・ 従事者に感染が疑われる場合には、保健所等の聞き取りに協力し、必要な情報提供を行う。

④ 特別展等の実施に当たって特に留意すべきこと

- ・ フロアマーカ一等の設置等の工夫を行い、来館者同士の距離を確保する（最低1m

できるだけ2m)。

- ・ 直接手で触れることができる展示物（ハンズオン）は感染リスクが高いため展示しない（利用させない）ことを原則とし、職員が管理して消毒を徹底できる状況の場合のみ、個別の利用可能とすることを徹底する。
- ・ エリアや事業プログラムごとの人数制限や注意喚起など、特定のエリア、展示等に大勢の人数が滞留しないための措置を講ずる。
- ・ 展示室内（屋外展示の場合は展示エリア）における会話制限を行う。
- ・ 特別展、各事業プログラム等の実施に際し、飲食物の提供は行わない。

⑤ 施設管理

ア) 館内

- ・ 清掃、消毒、換気を徹底的に実施する。
 - ・ 展示室の入口等に行列が生じる場合、最低1m（できるだけ2m）の間隔を空けた整列を促す等、人が密集しないよう指導等を行う。
 - ・ 他者と共有する物品やドアノブなど手が触れる場を最低限にする。特に高頻度接触部位（テーブル、椅子の背もたれ・肘掛、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、キーボード、タブレット、タッチパネル、レジ、蛇口、手すり、エレベーターのボタン、券売機、車椅子等の貸出機材等）に留意し、定期的な消毒を行う。
 - ・ 清掃やゴミの廃棄を行う者については、マスクや手袋の着用を徹底する。
 - ・ 清掃やごみ廃棄作業を終えた後は、必ず手洗いをを行う。
- * 一人あたり毎時30m³の必要換気量については、確保できることを確認済み。

イ) 窓口

- ・ 現金の取扱いをできるだけ減らすため、キャッシュレス決済等の導入を検討する。
- ・ インフォメーションカウンター、ショップ会計等では、アクリル板や透明ビニールカーテンにより購買者との間を遮蔽する。
- ・ チケット窓口に行列ができる場合は、最低1m（できるだけ2mを目安に）の間隔を空け、整列を促す等、人が密集しないように指導等を行う。

ウ) ロビー、休憩スペース

- ・ 対面での会話等を回避するよう設定し、促す。
- ・ 休憩中に、人が滞留しないよう、間隔を置いたスペース作り等の工夫を行う。
- ・ 常時換気を行う。
- ・ テーブル、椅子等の物品の消毒を定期的に行う。

エ) トイレ

- ・ 不特定多数が触れる場所は、清掃・消毒を行う。
- ・ トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示する。

- ・ トイレの混雑が予想される場合、最低 1m（できるだけ 2m）の間隔を空けた整列を促す。

オ) レストラン、ショップ等テナント事業者等とも連携の上、以下の措置を講ずる。

- ・ 現金の取扱いをできるだけ減らすため、オンラインチケットの販売や、キャッシュレス決済を推奨する。
- ・ 対面で販売を行う場合、アクリル板や透明ビニールカーテンにより購買者との間を遮蔽する。
- ・ 飲食物を提供する場合、家族等の一集団と他の集団との距離が概ね 2m 以上となるよう座席を配置するよう、各店舗において、密にならない席の位置を工夫する。
- ・ 混雑時の入場制限を実施する。
- ・ 施設内の換気を徹底する。
- ・ 食器、テーブル、椅子等の消毒を徹底する。
- ・ 飲食施設に関わる従業員は、体調管理、マスクの着用及び手指消毒を徹底し、飲食施設の利用者も手指消毒を行ってから入場する。
- ・ ユニフォームや衣服はこまめに洗濯する。
- ・ 物販を行う場合は、多くの者が触れるようなサンプル品・見本品は取り扱わない。

⑥ 広報・周知

- ・ 従事者及び来館者に対して、次のとおり周知する。
 - 健康状態等による来館自粛の徹底（37.5℃以上の発熱、咳・咽頭痛などの症状がある場合。さらに、発熱の他に、咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害、目の痛みや結膜の充血、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐がある場合も来館の自粛を要請する。）
 - 社会的距離の確保の徹底
 - 咳エチケット、マスク着用、手洗い・手指の消毒の徹底
 - 差別防止の徹底
 - 本ガイドライン及び対応方針の徹底

* 業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドラインの遵守も併せて行います。